

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積(設置台数)等

(1) 山口市小郡地域交流センター自動販売機

財産名称	山口市小郡地域交流センター
所在地	山口市小郡下郷609番地1
貸付場所 ※1	①1階エントランス(屋内) ②玄関横(屋外)
貸付面積 ※2	①1.4m×0.9m 1.26㎡ ②1.5m×0.9m 1.35㎡
台数	①、②に各1台
令和5年度売上本数(月平均) (R5.12月～R6.3月)	①377本 ②362本
令和6年度売上本数(月平均)	①413本 ②371本
令和7年度売上本数(月平均)	①422本 ②358本
令和8年度売上本数(月平均) (R8.4月～R8.8月)	①447本 ②368本

※1 貸付場所は、別図1のとおりとする。

※2 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 山口市小郡運動公園自動販売機

財産名称	山口市小郡運動公園
所在地	山口市小郡円座西町2番1号
貸付場所 ※1	管理棟前
貸付面積 ※2	1.5m×1.0m 1.5㎡
台数	1台
令和5年度売上本数(月平均) (R5.12月～R6.3月)	97本 ※ダッグアウト撤去工事のため2月はグラウンド利用なし
令和6年度売上本数(月平均)	101本 ※防球ネット改修工事のため11～3月はグラウンド利用なし
令和7年度売上本数(月平均)	154本
令和8年度売上本数(月平均) (R8.4月～R8.8月)	253本

※1 貸付場所は、別図2のとおりとする。

※2 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

(3) 山口市小郡体育館自動販売機

財産名称	山口市小郡体育館
所在地	山口市小郡中央通4番26号
貸付場所 ※1	玄関前
貸付面積 ※2	1.5m×1.0m 1.5m ²
台数	1台
令和5年度売上本数(月平均) (R5.12月～R6.3月)	247本
令和6年度売上本数(月平均)	438本
令和7年度売上本数(月平均)	387本
令和8年度売上本数(月平均) (R8.4月～R8.8月)	407本

※1 貸付場所は、別図3のとおりとする。

※2 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和8年12月1日から令和11年11月30日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

(1) 高さ及びデザイン

① 高さ

2,000mm 以内

② デザイン(外観色を含む)

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとし、外観色は公共機関にふさわしいものとする。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

省エネ効果の高いLED照明を利用し、照明の自動点滅・減光などのいわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機能とする。

② フロン対策と地球温暖化対策

地球温暖化係数（GWP）の低い二酸化炭素、炭化水素、ハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とする。

（３）マルチマネー対応

キャッシュレス決済促進のため、現金以外に各種電子マネー等の対応機種とする。

（４）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、設置者は、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（５）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機１台に１個以上の割合で自動販売機脇に設置すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ 回収ボックスには、分別回収ができるように容器の種類を表示すること。

エ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(6) 維持管理

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃を行うこと。
- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時等に即時対応すること。
- ④ 商品の補充においては、商品が品切れにならないよう随時補充することとし、適温の商品を提供できるよう対応すること。

(7) 災害対応

災害時対応として、フリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）付きの機種とする。

4 販売商品の種類

(1) 種類

清涼飲料水とする。（ただし、缶、ビン、ペットボトル、紙パックに限る）

(2) その他

販売商品の内容については、必要に応じて協議する。

5 貸付料

- (1) 貸付料は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額とする。
なお、入札書に記載する金額は、1ヶ月あたりの貸付料に36を乗じた金額とする。
- (2) 納入方法は各年度ごとに1回とし、山口市の発行する納入通知書に示す納付期日までに指定の場所に納付すること。
- (3) 貸付期間中において、設置者の都合で自動販売機を撤去した場合には貸付料の還付は行わない。

6 電気料

- (1) 設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用量に基づき、設置者が、貸付料とは別に実費を負担するものとする。
- (2) 納入方法は月1回とし、山口市の発行する納入通知書に示す納付期日までに指定の場所に納付すること。
- (3) 自動販売機ごとの毎月の電気使用量を指定する期日までに山口市に提出すること。（別

紙様式1)

7 売上手数料

徴収しない。

8 売上報告

自動販売機ごとの毎月の売上状況を指定する期日までに山口市に提出すること。(別紙様式2)

9 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターの設置及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。なお、設置及び撤去にあたっては山口市の指示に従うこと。

10 貸付場所の返還等

- (1) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して山口市の確認を受けなければならない。
- (2) 施設の改修等により貸付場所の変更が生じた場合には、速やかに山口市の指示に従い設置者の負担により移設すること。

11 自動販売機設置に伴う事故

山口市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うものとする。

12 商品等の盗難及び破損

- (1) 山口市の責に帰することが明らかな場合を除き、山口市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。